

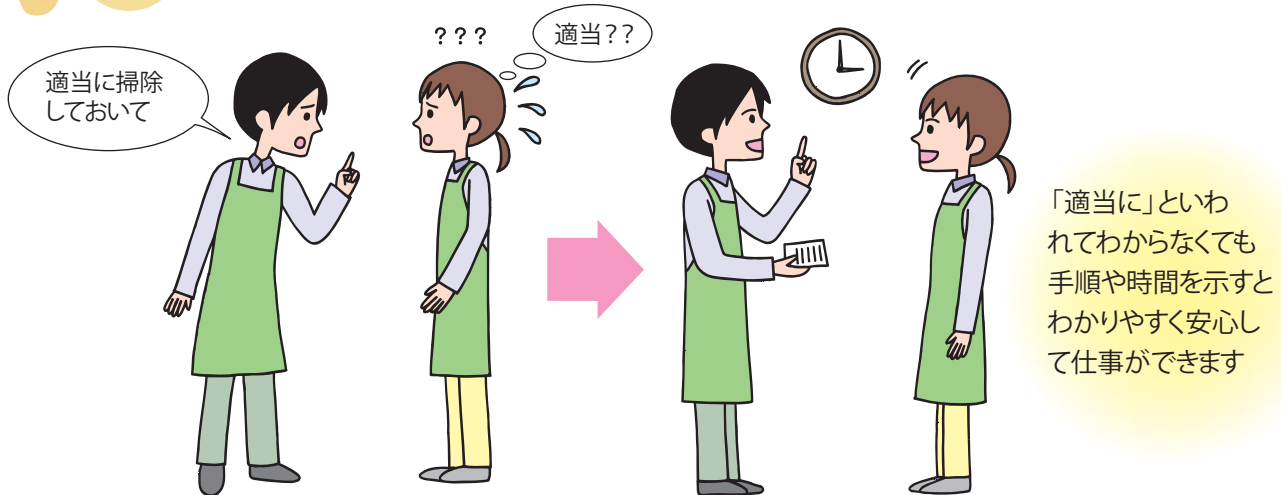


知っていますか？『発達障害』

～気づきから始まる特性の理解～

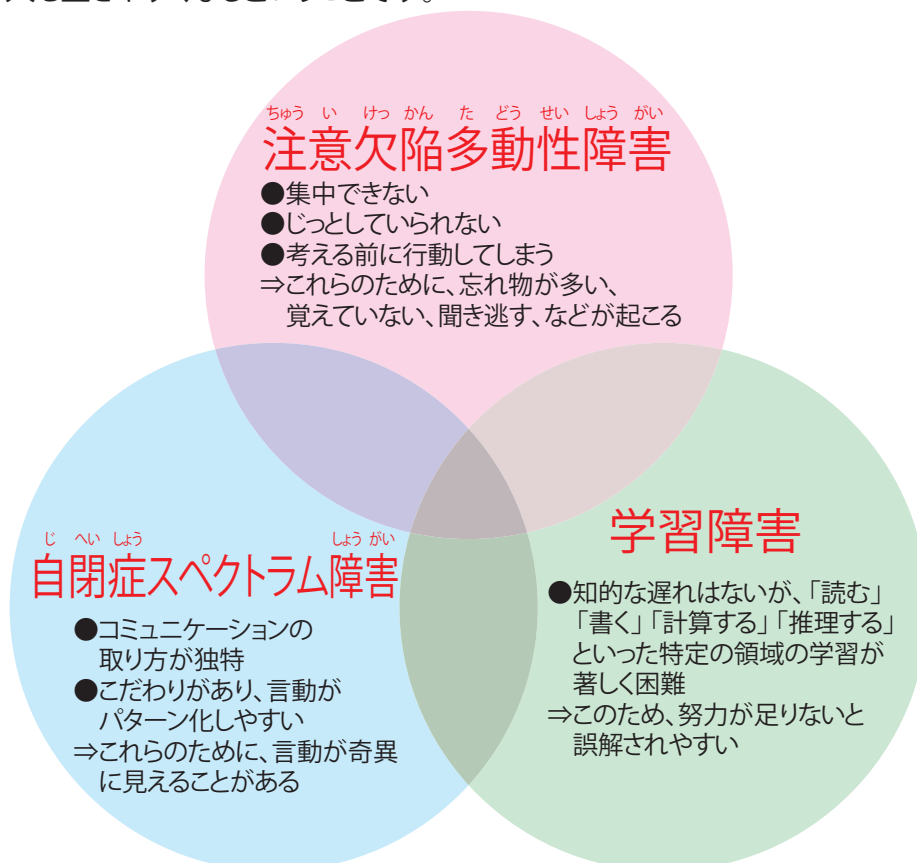


気づきポイント：苦手なことがあるのかな？



2005年に発達障害者支援法が施行されました。この法律は、発達障害の人が生涯を通して適切な支援を受けられることや、国民に広く理解されることをめざしています。

この法律で、発達障害とは主に下図の3つであると定められています。時代によって診断名や診断基準は変化してきており、今後も変わる可能性があります。大切なのは、わたしたちが理解し支援していくことで、当事者も周りの人も生きやすくなるということです。





電気が明るすぎて
目が痛いなあ…

感覚が過敏な人が多い

がまんでくるものではないので、工夫や配慮
が必要です。光や明るさに過敏な場合はサン
グラスを使う、大きい音が苦手な場合は耳栓
を使うといった対応が考えられます。

サングラスを
かけてもいいよ

「適当に掃除しておいて」っ
ていわれたけど、「適当」って
どうするの？

あいまいな言葉、
はっきりしない表現は苦手
できるだけ具体的にわかりやすく
伝えましょう。

ああっ、この字
読みにくいなあ！

見え方が違う人もいる

書体が変わるだけで、ずっと読みやすく
なることがあります。

あいうえお
あいうえお

下の字なら
読みやすいよ

- ①床をほうきで掃いて
- ②台ふきんでカウンター
を拭いてください

特性は一人ひとり違います。その人その人の特性を知り、認め合うことが大切です。
周りや本人が早く気づき、対応していくことで、困難を大きくせずにすみます。障が
いのある人が暮らしやすいまちは、だれにとっても暮らしやすいまちです。そんなユニ
バーサル社会をめざしましょう。

発達障害に関する相談窓口

■宍粟市 健康福祉部 障害福祉課 TEL0790-63-3101

■ひょうご発達支援センター クローバー（上郡ブランチ） TEL0791-56-6380